

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況        (ア) 現在の生活環境(該当するものを一つ〇で囲んでください。)        入院・入所・自宅・その他( )        (施設名 )        同居者の有・無 同居者の続柄 ( )</p> <p>(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>[ ]</p> <p>2 日常生活能力の判定(該当するものを一つ選び評価欄に記入してください。)        (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事・配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることができる。</p> <p>自発的にできる        ・自発的にできるが時には助言や指導を必要とする        ・自発的に行うことはできないが助言や指導があればできる        ・助言や援助をしてもらえない若しくは行わない</p> <p>(2) 身の清潔保持・洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができるか、また、室内の清掃や片付けができるか、及び季節やTPOにあった服装ができるか。</p> <p>自発的にできる        ・自発的にできるが時には助言や指導を必要とする        ・自発的に行うことはできないが助言や指導があればできる        ・助言や援助をしてもらえない若しくは行わない</p> <p>(3) 金銭管理と買い物-金銭を独力で適切に管理し、やりくりができる。また、自発的に買い物ができる。欲しいものだけを買いたい求める野ではなく計画的な買い物ができる。</p> <p>自発的にできる        ・自発的にできるが時には助言や指導を必要とする        ・自発的に行うことはできないが助言や指導があればできる        ・助言や援助をしてもらえない若しくは行わない</p> <p>(4) 通院と服薬-規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるか。</p> <p>自発的にできる        ・自発的にできるが時には助言や指導を必要とする        ・自発的に行うことはできないが助言や指導があればできる        ・助言や援助をしてもらえない若しくは行わない</p> <p>(5) 他人との意志伝達及び対人関係-他人の話を聞く、自分の意志を相手に伝える、集団的行動が行えるか。</p> <p>自発的にできる        ・自発的にできるが時には助言や指導を必要とする        ・自発的に行うことはできないが助言や指導があればできる        ・助言や援助をしてもらえない若しくは行わない</p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応-事故等の危険から身を守る能力があるか、通常と異なる事態となった時にパニックにならずに他人に援助を求めることができるか。</p> <p>自発的にできる        ・自発的にできるが時には助言や指導を必要とする        ・自発的に行うことはできないが助言や指導があればできる        ・助言や援助をしてもらえない若しくは行わない</p> <p>(7) 社会性-銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能かどうかなど、社会生活に必要な手続きが行えるか。</p> <p>自発的にできる        ・自発的にできるが時には助言や指導を必要とする        ・自発的に行うことはできないが助言や指導があればできる        ・助言や援助をしてもらえない若しくは行わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度(該当するものを一つ〇で囲んでください。)</p> <p>(精神障害) ※知的障害以外は、こちらに記載願います。</p> <p>(1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが社会生活には、援助が必要である。        (日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。自発的な行動や、社会生活の中では適切に出来ないこともある。金銭管理は概ねできる。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。        (習慣化した外出はできる。家事をこなすために助言や援助を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理ができない場合がある。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。        (自発性に著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理は困難である。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。        (家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要である。)</p>
<p>エ 福祉サービスの利用状況</p>	<p>(知的障害) ※知的障害の場合のみ記載して下さい。</p> <p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが社会生活には、援助が必要である。        (簡単な漢字は読み書きができ、会話も意志の疎通が可能であるが抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる。)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。        (ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば単純作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についても概ね一人でできる。)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。        (簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる。)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。        (文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意志の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人でできない。)</p>
<p>オ 就労状況(現在就労している場合は、勤務先、就労形態(障害者枠か支援施設か等)や作業内容等を具体的に記載してください。)</p>	<p>キ 臨床検査所見(心理テスト(知能テストの場合には、知能指数、精神年齢を含む。))</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑫ 予 後 (必ず記入してください)</p>	
<p>⑬ 備 考</p>	

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

(精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称  
所在地

診療担当科名  
医師氏名

印

記入上の注意

- 1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断書又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 2 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人がその年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを明するものです。  
〔 また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
  - (1)本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
  - (2)現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成しているときは記載願います。
  - (3)知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)を「キ 臨床検査」に必ず記載してください。
  - (4)てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、概ね今後の2年間に予想される状態を記載してください。  
また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考に○印してください。  
A:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作  
B:意識障害の有無を問わず、転倒する発作  
C:意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作  
D:意識障害はないが、随意運動が失われる発作